I C G N 『機関投資家の責任原則』と 日本の課題

2007年6月1日 金融審議会 「わが国金融・資本市場の国際化に関する スタディ・グループ」 報告者 鹿毛雄二 (企業年金連合会常務理事)

ICGNとは?

- #International Corporate Governance Network
- 38ケ国から400を超える機関投資家・規制当局・ 学者・弁護士・コンサルタントなど関連団体・ 個人が参加、合計資産額10兆ドル
- **岩**設立:1995年、本部:ロンドン、
 - 会長:マーク・アンソン (ハーミズ社長)

ICGN

『機関投資家の責任原則』の特徴

- ∺機関投資家を最終受益者の「代理人」と位置づけ
 - △「エージェンシー問題」「受託者責任」に注目
 - △監督と執行機能の明確な分離・透明性確保主張

『責任原則』概要-1 機関投資家自身のガバナンス

- #有効な管理・監督機能整備=ガバニング・ボード
 - ○受益者利益最優先の政策策定 そうした意思決定・運営が行われている事の監督
 - △ボードメンバー選任基準・プロセス開示
- ∺透明性確保と説明責任
 - △受益者に対する責任
- #利益相反の認識と管理
 - △受益者と制度運営主体・代理人との利益相反
- ∺適切な専門機能の確保

『責任原則』概要-2 投資先企業に対するガバナンス

₩<前提・正当性>

- △優れたコーポレート・ガバナンスは企業の的確な意思決 定とリスク管理をサポート、長期的企業価値創造に貢献
- △個別事情を考慮、企業との信頼関係形成
- △機関投資家としての責任ある行動必要
- 第一貫した方針に基づく株主権行使
- ∺適宜投資先企業との直接対話
- ∺議決権行使
- 光投資先企業に対するガバナンス上の懸念表明

ICGN『責任原則』留意点

- 光大前提、受益者保護強調に意義
- 第年金・保険・投信それぞれ事業主体と受益者の 権利関係に 個別の法体系
 - △制度運営・事業主体のガバナンスと受益者保護のバランス考慮必要
- ∺個別の「受託者責任」概念の明確化・共有必要
 - □「受託者責任」はFiduciary Dutyを年金法制に輸入
 - ☑本来の内容は様々な専門家に対する『受益者保護責任』
 - ĭ Duty of Loyalty, Care (=Prudent expert rule)
 - 区米国ではエリサ法により企業年金に導入
 - △わが国でも年金に加え、金商法でも忠実義務・注意義務を導入 どこが違うか?
 - 凶組織に対する忠実義務=受益者の権利は弱い
 - 区弱い受益者は保護の対象 機関投資家の保護は?

わが国「機関投資家の質の向上」の課題-1 運用能力向上の前提条件

#ファンド全体の運用成績は資産配分方針次第

- △理論的には、リスクを高めるほど長期的には高いリターン
- △企業年金は企業会計上、公的年金は制度上、リスクテイクに強い制約
- △→理事会等がローリスク・ローリターンの資産配分、投資方針策定
- △→低利回りは必然的結果 運用技術・対象の問題は二の次
- 田本株=日本企業の低収益性も低い運用成果の背景

₩資産運用は本質的に先行投資型事業

- △現場の運用能力の差は、株主・経営陣の戦略・コミットメントの差
- △高度の運用力に対する需要が供給を生み出す側面
- △日本人も外資系等で活躍
- △実績主義の処遇体系の差=給与・ボーナスは問題の一部

日本の株式市場一英米との比較

	GDP比率	時価総額 比率	銘柄数	PER
日本	13.2%	10.9%	382	19.9
イギリス	6.6%	11.3%	158	13.3
アメリカ	36.2%	47.8%	621	17.3

- 1. MSCI世界先進国株式指数採用23ケ国中の比率
- 2. 時価総額比率は浮動株調整後
- 3. 2007年3月末現在
- 4. 資料:MSCI

「機関投資家の質の向上」への課題-2機関投資家自身のガバナンスの問題

#公的年金ガバナンスの課題

- △ガバナンス体制の抜本的見直し
 - 区管理監督と執行の明確な分離
 - ⋉少子高齢化・国民負担軽減も意識、「運用益」も考慮した政策決定の 仕組み、有効な管理・監督機能の検討
 - ☑「独立行政法人」組織の限界
- △運用評価は長期で、短期的には結果でなくプロセスで
- △専門機能確保
- #企業年金における会計基準の制約
- #保険・投信における受益者保護